

離婚事件の対応ノウハウや一言アドバイスが満載の90問！



先輩弁護士は 別居前後 で考える! 離婚・パートナー関係の 実務相談 Q&A

小島妙子・水谷英夫 編著

井野場晴子・小島智・小堀絵里子・坂口真理子・佐藤夏海・滝沢圭・内藤千香子・三浦じゅん・光安理絵・宮本洋一 著

2023年5月刊 A5判 400頁 定価4,290円（本体3,900円）978-4-8178-4883-3 商品番号：40951 略号：離バ

- ◆ 実際の実務の時系列に沿って「別居前」、「別居中」、「別居後」での解説を付し、事件に詳しい弁護士ならではの実務的視点で、実例に基づいた相談解決に導く。
- ◆ 親子法改正、当事者の秘匿制限、家事事件のIT化、DV防止法改正など最新実務に対応。

収録内容

- I 離婚相談の受任
- II 別居前の相談
- III 別居中・別居後の相談
- IV 事件係属中特有の悩ましい相談
- V 取決め・離婚後の相談
- VI 事実婚・同性パートナー間での相談

§2 別居後特有の財産分与の問題

Question 57

《特有財産性・財産分与対象性が問題となる場合》
結婚後も独身時と同じ預貯金口座を利用していると依頼者から財産分与についての相談を受けた場合、独身時代に貯めていたお金は夫婦共有財産ではないとどう相手方に主張しますか。子どもも名義の預貯金は、財産分与対象財産になるのでしょうか。また別居直前に、妻が生活のために夫名義の口座から200万円を引き出したと依頼者が言っているのですが、財産分与への影響や法的リスクはありますか。

Answer

独身時代の預貯金額を特定できれば、かかる預貯金額は特有財産として基準時の預貯金残高から控除すべきだと主張できるでしょう。子どもも名義の預貯金は、財産分与対象財産になるのでしょうか。

目的に照らして判断すれば子の財産将来の財産分与との事情がない限り争を惹起しかねないかもしれません。

1 特有財産がある
婚姻後も婚姻前と同
からの贈り金が混入し

一言アドバイス

- (1) 異議事件を受任した場合、意外と見落としがちなのが「離婚成立後の後処理」です。本文で述べた点の他にも、例えば、財産分与として資産保険の契約者を親権者に変更する旨を合意した場合には、離婚成立後に速やかに契約者の変更手続を行うことができるよう、可能であれば事前に必要書類を準備（確認）しておくと手続をスムーズに進めることができます。離婚事件を受任した場合には、「離婚成立後にどのような手続を行う必要があるのか」という点を事前に把握し、可能な限り必要書類等を準備しておくようにするといいでしょう。
- (2) なお、審判離婚、和解離婚、認諾離婚、判決離婚が成立した場合も、調停離婚が成立した場合と同様に、以下の書面を添付して、届け出ます。

離婚事件の最新QAも収録! 困ったときにすぐに使える

Q 離婚事件の留意点

離婚相談を受けるとき、どのような点に留意して聞き取りをすればよいのでしょうか。

Q 当事者の住所・氏名等の秘匿制限

依頼者（妻）はDVを受けた夫のもとを逃げ出し、DV支援措置を受けています。離婚調停を申し立てたいのですが、夫に住所を知られずに調停の申立てをすることはできるのでしょうか。

Q 離婚成立を見越した事前準備

夫が申立人、妻が相手方となっている離婚調停事件の妻側の代理人として事件を受任しています。調停離婚を成立させるにあたって、当事者に事前に説明するべき点等を教えてください。

Q 保護命令の申立て方法

DV被害の相談を依頼者から受けた場合、どのように保護命令の申立てを行えばよいですか。

Q 相手方からの弁護士業務妨害

離婚事件受任後、相手方本人が、突然事務所に押しかけてきたり、執拗に電話をかけてきて、直接交渉を求めてきます。この場合、どうすればよいのでしょうか。

「そこが知りたかった」
「そうだったのか」がわかる！

